

## 会議結果報告書

会議名称	政策会議	
日時	令和3年8月24日(火) 午後1時30分～午後2時15分	
場所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出席	市長(リモート)、内田副市長、高村副市長、政策部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席:秘書課長

議題1: 構造改革特別区域計画の認定申請について	
担当部課等	総合政策課、農業振興課
説明者	政策部長、総合政策課長、総合政策課課長代理(総合政策担当)、環境産業部長、農業振興課担当課長(農業支援・鳥獣対策担当)、農業振興課課長代理(農業支援・鳥獣対策担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>Q. 事案書において、「特区の指定を受けることにより、農家レストラン等を営む農業者がどぶろくを製造する場合には、最低製造数量基準を適用しない」とあるが、「等」には農家レストラン以外に何を含まのか。</p> <p>A. 農家に宿泊する「農泊施設」を営む事業者も対象となる。</p> <p>Q. 資料1の特区計画内に農家レストランの目標値を記載しているが、達成できなかった場合のペナルティはあるのか。また、一度、市域全体で特区を取得すれば、2人目のどぶろく製造者は改めて特区を取得する必要はないのか。</p> <p>A. ペナルティはない。1度特区認定を受ければ、改めて申請をする必要はないが、各事業者は酒類製造免許を取得しなければならない。</p> <p>意見. 農家レストランの設置に関しては、都市計画法上の扱いについて担当部局に相談に行くことが漏れないようにしてほしい。</p> <p>意見. 田原ふるさと公園の「東雲」など、農家レストランの認定要件を満たしそうな店舗には、積極的に制度を紹介すること。</p>
会議結果	原案了承

議題2：本市を被告とする訴訟の対応について

担当部課等	人事課
説明者	総務部長、人事課長、人事課課長代理（人事管理担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 本訴訟と類似した事件で、市が敗訴した事例はあるのか。 A. 他市職員の飲酒運転が発覚し、免職された事件について、無事故だったこと等を理由に、退職金が一部又は全額支給された事例がある。いずれも飲酒の度合い等が個別的に判断されている。</p>
会議結果	原案了承

議題3：相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定の締結について

担当部課等	教育指導課
説明者	教育部長、教育指導課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 市の費用負担割合はどれほどか。 A. 令和4年度については、全体で30名が夜間中学に申し込んだと仮定すると、入学者1人当たり53万円を市が支出するものと想定している。 Q. 入学面接の結果不合格になることはあるのか。 A. 既に中学校を卒業している人は不合格にしている。また、週に5日間通学できる見込みがあるかを面接で聞いている。要件を満たせば、能力の有無は問わず、日本語が困難な外国人も受け入れている。</p>
会議結果	原案了承